

第2 仮貯蔵又は仮取扱いの承認

第2 仮貯蔵又は仮取扱いの承認

1 仮貯蔵等の反復の制限等

仮貯蔵等をする場合には、同一場所において法定期間（10日間）を終了後、反復して行ってはならない。

なお、仮貯蔵等を行うことのできる場所の位置は、危政令第9条第1項第1号の規定を概ね準用するものとする。

2 屋外における仮貯蔵等

(1) 排水及び通風のよい場所とし、その周囲には不燃材料で造られた塀又はさくを設けること等により明確に区画すること。

(2) 前(1)の塀又はさく等の周囲には、貯蔵し、又は取り扱う危険物の指定数量の倍数に応じ、危政令第16条第1項第4号に掲げる空地の幅の概ね2分の1以上の空地を保有すること。

ただし、高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う場合は、危規則第24条の12第2項第2号に掲げる空地の幅の概ね2分の1以上の空地を保有すること。

(3) 第2類の危険物のうち硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは引火性固体（引火点が0℃以上のものに限る。）又は第4類の危険物のうち第1石油類（引火点が0℃以上のものに限る。）、アルコール類、第2石油類、第3石油類、第4石油類若しくは動植物油類以外の危険物の仮貯蔵等は承認しないものとする。

3 屋内における仮貯蔵等

(1) 建築物は、壁、柱、はり及び屋根は耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ、出入口は防火設備を設けた専用の棟又は室とすること。

(2) 仮貯蔵等をする建築物内に、危険物以外の物品が存する場合においては、当該物品が存する場所との間を不燃材で造られた隔壁で完全に区分すること。

ただし、危政令第26条第1項第1号ただし書で定める場合においては、当該規定を準用するものとする。

(3) 類を異にする危険物は、同一の建築物内部においては類を異にするごとに不燃材料で造られた隔壁で完全に区分すること。

ただし、危政令第26条第1項第1号の2ただし書で定める場合においては、当該規定を準用するものとする。

(4) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。（第17「電気設備」参照）

4 仮貯蔵等における危険物の貯蔵又は取扱いの基準

仮貯蔵等における危険物の貯蔵又は取扱いの全てに共通する技術上の基準は、危政令第4章の規定を準用するものとする。

5 消火設備

仮貯蔵等を行う場所には、危険物の性質、数量等に応じて危政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が、屋外にあつては危険物の、屋内にあつては危険物及び建築物の所要単位の数値に達するように設けること。

6 標識、掲示板（市規則第11条）

(1) 仮貯蔵等をする場所の見やすい箇所に、仮に貯蔵する場合にあつては「危険物仮貯蔵所」、仮に取り扱う場合にあつては「危険物仮取扱所」と表示した標識並びに仮貯蔵等の期間、危険物の類、品名、最大数量及び危険物取扱者又は管理責任者の氏名及び緊急時の連絡先を表示した掲示板を設けること。

(2) 標識及び掲示板は幅0.3m以上、長さ0.6m以上の板であること。

(3) 標識及び掲示板の色は、地を白色、文字を黒色とすること。

- (4) 前(1)～(3)の標識等のほか、仮貯蔵等をする危険物に応じ、危規則第18条第1項第4号及び第5号に規定する掲示板を設けること。

7 危険物取扱者の立会い

仮貯蔵等において、取り扱う危険物の数量が指定数量以上となる場合には、当該危険物の取扱い作業に危険物取扱者の立ち会いがあるかについて審査を行う。◆

8 危険物施設における仮貯蔵等

- (1) 危険物施設において、許可と異なる設備、方法等で、指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いを一時的に行う場合は仮貯蔵等の承認を要する。

この場合において、仮貯蔵と仮取扱いが一連の作業として実施される場合は、一の申請とすることができる。

- (2) 製造所又は取扱所において、地下貯蔵タンクの清掃作業や点検作業等を実施するため、一時的に許可と異なる危険物の貯蔵、取扱いを行う場合には、当該作業で取り扱われる危険物の量に関係なく、仮貯蔵等の承認を要する。

- (3) 地下タンク貯蔵所において、地下貯蔵タンクから指定数量以上の危険物を抜き取る場合は、仮取扱いの承認を、また、抜き取った危険物をドラム缶等の容器に収納して一時的に貯蔵する場合は、仮貯蔵の承認を要する。

なお、危険物の量が指定数量の1/5以上指定数量未満となる場合は、少量危険物貯蔵取扱所として規制を受けることとなる。

- (4) 危険物施設において、震災時等に必要となる臨時的な危険物の貯蔵、取扱いを行おうとする場合の手続きは、仮貯蔵等の承認申請ではなく、次による。

ア 法第14条の2第1項により予防規程の作成が義務となる危険物施設（以下「予防規程対象施設」という。）においては予防規程に定めることにより行う。

イ 予防規程対象施設以外の危険物施設においては事前に資料を提出することにより行う。

9 基準の特例

この基準の規定は、仮貯蔵等について、消防長又は消防署長が、危険物の品名及び数量、危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この基準の規定によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認めるときにおいては適用しない。

また、震災時等においては、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」（平成25年10月3日消防危第171号通知）によるものとする。「危険物の仮取扱い関係」【H30.12.18 消防危 226】

10 タンクコンテナ等による危険物の仮貯蔵【H4.6.18 消防危 52】【R4.12.13 消防危 275】

荷積み待ち等により一定の場所に危険物のタンクコンテナを仮貯蔵する場合については、次によること。

なお、仮貯蔵の基準を適用するか、又は屋内貯蔵所若しくは屋外貯蔵所の基準を適用するかについては、危険物の種類、貯蔵期間等に応じ、申請者の選択によることができるものであること。

- (1) 仮貯蔵承認申請の対象となるもの

荷積み待ち等により一定の場所に指定数量以上の危険物を収納したタンクコンテナを相当期間留める場合

- (2) 仮貯蔵承認申請の留意事項

ア 申請者が同一であれば、同一時期に同一場所で複数のタンクコンテナを仮貯蔵する場合は、一の仮貯蔵とすることができる。

イ タンクコンテナの安全性及び輸送工程の複雑さを考慮し、仮貯蔵の承認に係る事務の迅速化

を図ること。

ウ 仮貯蔵の承認申請書に添付する書類については、次に掲げる事項を記載した書類とするが、必要最小限に留め、申請者に過重な負担をかけないようにすること。

(ア) 屋外での仮貯蔵

当該仮貯蔵場所を含む敷地内の主要な建築物その他の工作物の配置及び周囲の状況を表した見取図

(イ) 屋内での仮貯蔵

前(ア)に定めるもののほか、建築物の仮貯蔵に供する部分の構造を表わした図

エ 原則として、仮貯蔵承認期間を過ぎて同一場所で仮貯蔵を繰り返すことはできないこと。

ただし、台風、地震等の自然災害、事故等による船舶の入出港の遅れ、鉄道の不通等のやむを得ない事由により、仮貯蔵承認期間を過ぎても同一の場所で仮貯蔵を継続する必要がある場合は、繰り返して同一場所での仮貯蔵を承認できるものであること。

オ 次の場合においては、新たな仮貯蔵又は仮取扱いの承認は要しないものであること。

(ア) 複合輸送において、船舶から貨車又は貨車から船舶へタンクコンテナを積み込むために、栈橋、岸壁若しくはコンテナヤードと同一又は隣接した敷地の鉄道貨物積卸場との間において、一時的にタンクコンテナを車両に積載して運ぶ場合

(イ) コンテナ船又は貨車の到着前に積載式移動タンク貯蔵所の設置又は変更許可を受けた場合において、コンテナ船又は貨車の到着後に完成検査を受けるためにタンクコンテナを埠頭、コンテナヤード等に一時的に留める場合

(ウ) 車両の駐停車が禁止されている等の事由により、コンテナヤード等で完成検査を受けることができない場合において、完成検査を受けるためタンクコンテナを車両に積載して同一又は隣接した別の場所に移動する場合

(3) 技術上の基準に係る指針

ア 屋外における仮貯蔵

(ア) 仮貯蔵場所

a 仮貯蔵場所は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所であること。

b 仮貯蔵場所の周囲には、3 m以上の幅の空地を保有すること。

ただし、危政令第9条第2項に定める高引火点危険物のみを貯蔵する場合又は不燃材料(危規則第10条に定める不燃材料をいう。)で造った防火上有効な塀を設けることにより、消防長又は消防署長が安全であると認めた場合は、この限りでない。

c 仮貯蔵場所は、ロープ等で区画するか、白線等で表示すること。

(イ) 標識及び揭示板

a 標識

仮貯蔵場所には、見やすい箇所に「危険物仮貯蔵所」である旨を表示した標識を設けること。

b 揭示板

仮貯蔵場所には、仮貯蔵期間、危険物の類、品名、貯蔵最大数量、貯蔵する危険物に応じた注意事項(「火気厳禁」、「禁水」等)、管理責任者及び緊急時の連絡先を表示した揭示板を設けること。

(ウ) 消火設備

仮貯蔵場所には、貯蔵する危険物に応じて危政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が危険物の所要単位の数値に達するように設けること。

(エ) 仮貯蔵中の火災予防に係る事項

- a 仮貯蔵場所には、「関係者以外立入禁止」の表示を掲げる等関係のない者をみだりに出入りさせない措置を講じること。
- b 仮貯蔵場所には、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- c 仮貯蔵中は、危険物以外の物品を貯蔵しないこと。
- d タンクコンテナを積み重ねる場合は、同じ類の危険物を貯蔵するタンクコンテナに限るものとし、かつ、地盤面からタンクコンテナ頂部までは6 m以下とすること。
- e タンクコンテナ相互間には点検のため間隔を設けること。
- f 危険物の管理責任者は適宜巡回し、タンクコンテナの異常の有無及び前 a～e までを確認すること。

イ 屋内における仮貯蔵

(ア) 仮貯蔵場所

- a 仮貯蔵場所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造（建築基準法第2条第7号の耐火構造をいう。）又は不燃材料で造られ、かつ、出入口に防火設備を設けた専用室とすること。
- b aの専用室の窓にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

(イ) その他

前(3)アの(イ)～(エ)までの例によること。

11 タンクコンテナとドライコンテナの同一場所での仮貯蔵

タンクコンテナとドライコンテナを同一場所で同時に仮貯蔵する場合は、タンクコンテナとドライコンテナ相互間に、点検に必要な幅の空地を確保すること。

12 変圧器等による危険物の仮貯蔵等

(1) 変圧器等の規制について【S40 自消丙予発 148】

ア 発電所、変電所、開閉所その他これらに準ずる場所に設置される危険物を収納している機器類のうち、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、遮断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの附属装置で機器の冷却もしくは絶縁のため油類を内蔵して使用するもの（以下「変圧器等」という。）については、危険物関係法令の規制の対象としないものとする。

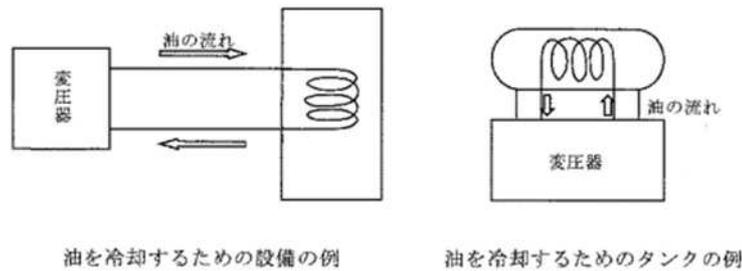
なお、「これらの附属装置で機器の冷却又は絶縁のための油類を内蔵して使用するもの」には例えば、油入ケーブル用のヘッドタンク及び第2-1図のような変圧器油を冷却するための附属設備（別置型冷却器）等がある。

イ 使用する計画がなくなった変圧器等は規制対象になることから、変圧器等（油入ケーブルを除く。）に内蔵する油類の合計数量が指定数量以上であり、仮貯蔵等の法定期間（10日間）を超えて貯蔵する場合は、屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所として規制する必要がある。

(2) 変圧器等（油入ケーブルを除く。）の抜油作業等

変圧器等（油入ケーブルを除く。）から内蔵する油類の抜油作業等で指定数量以上の危険物を取り扱う場合の仮貯蔵等の承認は、1～7及び9による。

第2-1図 付属装置で機器の冷却又は絶縁のための油類を内蔵して使用するもの



(3) 油入ケーブルの敷設替え工事

洞道内に敷設されている油入ケーブルの敷設替え工事が、絶縁油を内蔵した状態で行われる場合の仮貯蔵等の承認は、1～7及び9によるほか次による。

ア 承認の範囲

敷設替え工事に伴い油入ケーブルの切断・接続工事を行う場所（以下「作業場所」という。）ごととする。

イ 数量算定

第2-2図の算定範囲内で貯蔵し、又は取り扱う危険物の総量で数量算定する。

なお、油入ケーブル内の絶縁油の算定については、敷設替えを行う部分の両端に設けられている変電所内のヘッドタンク及びヘッドタンク間を接続している油入ケーブルに内蔵されている絶縁油の総量とする。

ウ 仮貯蔵等の対象となる作業期間

作業場所におけるケーブル切断から接続完了までの間とする。

なお、作業期間が仮貯蔵等の法定期間（10日間）を超える場合は、第4「一般取扱所」5（9）により、一般取扱所として規制するものとする。

第2-2図 油入ケーブル敷設替え工事における危険物取扱量の算定範囲

（図の例示では作業場所 a, b について2件の承認が必要になる。）

